

父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等
の促進に関する法律案 決議について
(議連事務局試案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 面会交流が安定的に行われるよう、面会交流の実施等に当たってのできる限りストレスを生じさせることのないような適切な父母間の連絡調整の在り方、地方公共団体の施設をはじめとする公的な面会交流の場の提供、活用等の在り方、資力のない父母に対する支援の在り方について検討すること。
- 二 子の監護について必要な事項に関する取決めを行うことなく別居しようとして、又は別居した場合であっても、児童に対する虐待、配偶者に対する暴力その他のやむを得ない事情があるときは、被害者の保護を優先し、いかなる場合でも子と父母の一方との継続的な関係を維持しなければならないかのような対応を行わないようにすること。
- 三 子の意思の確認に当たっては、その真意を十分に把握することができるよう、長期間にわたって当該子の福祉に職務上関係のあった教師、保育士、医師、児童相談所の職員等の関係者から、必要に応じ、意見を聴取し、その意見を十分に尊重するよう努めること。